

雇用保険制度からみたコロナ禍

新田侑幹

はじめに

2019年(令和元年)に中華人民共和国内で発生したとされる新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大を受けて発生したコロナ不況によるGDPへの影響は日本経済新聞の記事ある通り内閣府の統計によるとGDPの速報値が「4月～6月期でマイナス7.6%」⁽¹⁾となり厳しい数字となった。

よく言われていることではあるが、GDP成長率と失業率には「オークンの法則」という負の相関関係が認められており、労働量調査という統計の情報を確認すると「8月時点での完全失業者は200万人を超えており」⁽²⁾、最新の公表データである10月時点のデータを確認すると完全失業者は215万人に増加しており、完全失業率は3.1%となっており、失業者のなかでも非自発的な離職による失業者は約69万人⁽³⁾であり、前年同月比で33万にも増加している。

(1) 日本経済新聞(2020年8月17日配信)『4～6月期GDP、年率27.8%減 過去最大の落ち込み』

https://www.nikkei.com/article/DGXLASFL17HSS_X10C20A8000000(最終確認:2021年1月23日)。

(2) 総務省統計局(2020年10月2日公表)『労働力調査(基本集計)2020年(令和2年)8月分』<http://www.stat.go.jp/data/roudou/rireki/tsuki/pdf/202008.pdf>(最終確認:2021年1月23日)。

(3) 総務省統計局(2020年12月1日公表)『労働力調査(基本集計)2020年(令和2年)10月分』<http://www.stat.go.jp/data/roudou/rireki/tsuki/pdf/202010.pdf>(最終確認:2021年1月23日)。

なお、完全失業者とは15歳以上で、就業者ではなく、仕事があればすぐに職に就くことができ、求職活動等をしている状態のものと定義しており、就業をあきらめた者は完全失業者の範疇ではなく非労働力人口という概念の範疇となる。ちなみにこの非労働力人口についても5月連続で増加しており、一定数は就業をあきらめた者も存在していると推測できる。

こういった「失業した場合」及び「雇用の継続が困難と」なった場合の社会保障政策の中心が雇用保険制度である。

しかし、雇用保険についても社会保険である健康保険や厚生年金保険等と同じように被保険者であれば毎月賃金より天引きされているにも関わらず、健康保険や厚生年金保険等とはことなり馴染み深いものではないので今回研究レポートという形でコロナ禍における雇用保険制度について考察を試みたいと思う。

1. 雇用保険制度の概略

まず、コロナ禍での状況説明を前に雇用保険制度の概略について記載していきたいと思う。

雇用保険における給付は失業等給付、育児休業給付並びに雇用2事業の3種類に分けられる。

それぞれ簡単に見ていくと失業等給付とは一般的に雇用保険から想像される基本手当を中心とした求職者給付、再就職時等に一定の条件のもと支給される就職促進給付、失業時以外でも被用者や一定の条件のもとでは昔雇用保険の被保険者であった人にも支給される教育訓練給付、介護休業時の生活保障のための介護休業給付金や高齢者の雇用継続のための給付金たる高年齢雇用継続給付がある。

この中失業等給付のうち、コロナ禍における基本手当の制度と受給状況を考察したいと思う。

次に育児休業給付金について論じる。この給付は産前産後休業期間終了後育児介護休業法に規定される育児休業を取得した際に支給される給付で、もともとは雇用継続給付の一部であったが2020年4月1日の法改正で失業等給付から独立された。このことにより失業等給付にかかる予算が

尽きた場合でも育児休業給付にかかる予算が残っているのであれば滞りなく育児休業給付が支給されることとなった。

なお、現在のところ従前(2019年度)の雇用保険率[失業等給付については0.6%、二事業については0.3%]⁽⁴⁾と法改正後(2020年度の雇用保険[失業等給付については0.4%、育児休業給付については0.2%、二事業については0.3%]⁽⁵⁾に変更がないが、将来的には雇用保険率が引き上げられるのではないかと私は考える。理由としては本旨から外れてしまうので手短かにさせていただくが、被用者年金一元化により私学共済厚年被保険者(第4号厚生年金被保険者)については現時点で毎年保険料率が引き上げされており、令和9年4月まで毎年引き上げが続く予定であり、最終的には保険率が18.3%になる予定である。その保険料率が毎年上げていることについて普通は気が付くものと考えがちであるが、厚生年金保険料は労使折半で支払っていることに加え、一般的には昇給がある4月分からの保険料率変更になるためなかなか気が付かないものと思われる。こういった前科があるのでおそらく雇用保険率もそのうち引き上げされるものと推測する。なお、第4号厚生年金被保険者が損していると考えがちであるが私のような厚生年金第1号被保険者や公務員である第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者はすでに保険率が18.3%になっていることも言及しておく。

最後に二事業とは雇用安定事業と能力開発事業から構成されており、雇用安定事業はその名の通り雇用が安定するための事業について規定されており、今話題となっている雇用調整助成金等がある。一方の能力開発事業については雇用保険の被保険者等の能力開発や向上促進のために職業訓練への助成等が規定されている。

上記が雇用保険制度の概略であり、この中から求職者給付たる基本手当の受給状況と雇用安定事業の雇用調整助成金の受給状況について考り

(4) 厚生労働省リーフレット『平成31年度の雇用保険料率について』

<https://www.mhlw.go.jp/content/000484772.pdf>(最終確認：2021年1月23日)。

(5) 厚生労働省リーフレット『令和2年度の雇用保険料率について』

<https://www.mhlw.go.jp/content/000617016.pdf>(最終確認：2021年1月23日)。

マンショック期と東日本大震災後の震災不況と今回のコロナ禍による不景気を比較しながら考察したいと思う。

2. 失業等給付の給付状況

(1) 基本手当の支給状況

では今から執筆時点での最新指標である 2020 年(令和 2 年 11 月)分の資料とリーマンショック後の 2009 年 11 月及び東日本大震災後の震災不況時の 2012 年 11 月と比較をしながら考察していきたいと思う。

2020 年 11 月現在では雇用保険の基本手当受給者は 491268 人⁽⁶⁾となっている。この数字は 2019 年 11 月の基本手当受給者数は 385714 人⁽⁷⁾であったので 2019 年 11 月より約 10 万人も基本手当の受給権者が増加したことが確認される。

一方 2009 年 11 月の基本手当受給者は 796733 人⁽⁸⁾であり、2012 年 11 月の基本手当受給者は 570386 人⁽⁹⁾であった。この数字を比較してみると現在のコロナ不況による基本手当受給者数は東日本大震災後の震災不況より約 10 万人少なく、リーマンショック後に比べると約 30 万人も少ないことが見て取れた。

この数字は私の予想とは全く違う数字であり、今回のコロナ禍における経済的ダメージに比べ失業者の数が少ない事が見て取れた。

(6) 厚生労働省「雇用保険事業月報 結果の概要 I 全国状況 主要指標(2)[一般] 令和 2 年 11 月」<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken22/150-1a.html>(最終確認: 2021 年 1 月 23 日)。

(7) 同上。

(8) 厚生労働省「雇用保険事業月報 結果の概要 I 全国状況 主要指標(2)[一般] 平成 22 年 11 月」<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken12/150-1a.html>(最終確認: 2021 年 1 月 23 日)。

(9) 厚生労働省「雇用保険事業月報 結果の概要 I 全国状況 主要指標(2)[一般] 平成 24 年 11 月」<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken14/150-1a.html>(最終確認: 2021 年 1 月 23 日)。

次に雇用保険被保険者のうち会社都合による資格喪失者の統計を見ていきたいと思う。

2020年11月の雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合で喪失した人数は28259人であり2019年11月のデータでは27036人であったので昨年より微増したということが見て取れる。なお、2020年11月より過去1年間の累計は約53万人⁽¹⁰⁾であった。

2009年11月時点の雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合で喪失した人数は62856人⁽¹¹⁾であり、2012年11月の雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合で喪失した人数は50040人⁽¹²⁾であり、2012年11月より過去1年間の累計は約64万⁽¹³⁾であった。

2009年の過去1年間のデータが現時点では公開されていなかったの少し残念ではあるが2012年の震災不況時と今回のコロナ禍を比較すると2020年のコロナ禍の方が会社都合での離職者が少ない事が判明した。

これも私が当初テレビ報道等を見て想像していた状況と乖離していた。私の予想では震災不況時以上、リーマンショック時以下の会社都合による雇用保険被保険者資格喪失者がいると考えていたが実際の数字は上記の通りであった。

(10) 厚生労働省「雇用保険事業月報 結果の概要 I 全国の状況 主要指標(1)[適用令和2年11月]」<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken22/150-1a.html>(最終確認：2021年1月23日)。

(11) 厚生労働省「雇用保険事業月報 結果の概要 I 全国の状況 主要指標(1)[適用平成22年11月]」<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken12/150-1a.html>(最終確認：2021年1月23日)。

(12) 厚生労働省「雇用保険事業月報 結果の概要 I 全国の状況 主要指標(1)[適用平成24年11月]」<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken14/150-1a.html>(最終確認：2021年1月23日)。

(13) 厚生労働省「雇用保険事業月報 結果の概要 I 全国の状況 主要指標(1)[適用平成22年11月]」<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken12/150-1a.html>(最終確認：2021年1月23日)。

それとともに注目したい数字は個別延長給付受給者数である。個別延長給付とは簡単に言うと基本手当の受給が終了してもなお失業状態にある者のうち、会社都合により離職した特定理由離職者 I 又は特定受給資格者のうち一定の条件を満たすと受給できるものであるが、この個別延長給付の受給者数が驚くほどに増加している。

2019 年 11 月時点での個別延長給付受給者数は 39 人⁽¹⁴⁾であったが、2020 年 11 月時点では 151766 人⁽¹⁵⁾もの受給者が統計上確認されている。

また、2009 年 11 月時点の受給者は 130622 人⁽¹⁶⁾であり、東日本大震災後の 2012 年 11 月時点は 50623 人⁽¹⁷⁾であったことを鑑みると今回のコロナによる不況というのは統計上初めて見るような数字が出ていた。ただし、今年度の受給については 2020 年 6 月 12 日成立の「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律」に基づき個別延長給付については支給要件が緩和されており、一部の方は離職理由を問わず個別延長給付を受給しているので一概に就職困難のため個別延長給付を受給しているとは判断できない。むしろ受給要件の緩和があったのでリーマンショック期や東日本大震災後の震災不況時に比べ多くの方が救われているように私は見て取れた。

(2) 教育訓練給付の支給状況

最後に教育訓練給付の受給状況を確認したいと思う。

-
- (14) 厚生労働省「雇用保険事業月報 結果の概要 I 全国の状況 主要指標(2)[一般] 令和 2 年 11 月」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken22/150-1a.html>(最終確認：2021 年 1 月 23 日)。
- (15) 同上。
- (16) 厚生労働省「雇用保険事業月報 結果の概要 I 全国の状況 主要指標(2)[一般] 平成 22 年 11 月」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken12/150-1a.html>(最終確認：2021 年 1 月 23 日)。
- (17) 厚生労働省「雇用保険事業月報 結果の概要 I 全国の状況 主要指標(2)[一般] 平成 24 年 11 月」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken14/150-1a.html>(最終確認：2021 年 1 月 23 日)。

教育訓練給付の制度についてももう少し詳しく説明したいと思う。教育訓練は1998年に創設された制度で、労働者の能力向上のための教育訓練についてそれにかかった費用の一部に相当する金額を支給する制度であり、趣味や教養、入門的等の教育訓練は支給対象から除外されている。それとともに教育訓練給付の受給条件に失業しているという条件は課せられておらず、雇用保険の被保険者だけでなくかつて雇用保険の被保険者であった者についても一定の支給要件期間があれば受給することが可能である。

この教育訓練を簡単に言うと3種類の制度に分けられており、職業の安定及び就職の促進を目的とした一般教育訓練、職業の安定及び就職の促進を目的としながら速やかな再就職及び早期のキャリア形成を目的とした特定一般教育訓練、職業の安定及び就職の促進を目的としながら中長期的なキャリア形成を目的とした専門実践教育訓練の3種類に分けられる。

それでは、それぞれどのような教育訓練があるかそれぞれどのような対象講座があるか例示したいと思う。一般教育訓練の対象講座だと簿記検定やケアマネージャー等の講座が対象となり、特定一般教育訓練だと税理士やITパスポート試験合格講座が対象となり、専門実践教育訓練の対象講座は看護師、介護福祉士等の講座⁽¹⁸⁾がある。ちなみに教職大学院もその制度対象校になっている場合があり、2020年5月13日付記事では福島大学の当該講座が制度対象になったことが公表⁽¹⁹⁾されている。

さて、制度説明が少し長くなってしまったが、一般教育訓練給付金の受給者数を見ていくと2020年11月の受給者は10167人⁽²⁰⁾であった。2019

(18) マイナビニュース「教育訓練給付制度の申請条件は？どんな講座が受けられる？」
著者：前佛朋子 <https://news.mynavi.jp/article/20201129-1534255/>(最終確認：2021年1月22日)。

(19) 福島大学お知らせ「教職大学院が専門実践教育訓練給付金制度の対象校に指定されました」<https://hdc.educ.fukushima-u.ac.jp/other/archive/204/>(最終確認：2021年1月23日)。

(20) 厚生労働省「雇用保険事業月報 結果の概要 I 全国状況 主要指標(5) [教

年 11 月の受給者数は 10660 人⁽²¹⁾、2009 年 11 月の受給者は 14678⁽²²⁾人で、2012 年 11 月の受給者は 15279 人⁽²³⁾であった。

この数字も私当初の予想とは全く違っていた。私の予想では現在のコロナ禍の状況ではすみやかな再就職が難しく教育訓練を受ける方が増えていると考えていた。また、テレワークの普及により通勤時間にとられる時間がかなり少なくなったことと E ラーニングによる講座受講も浸透していることを考慮して教育訓練給付の受給者が激増していると私は考えていた。

しかし、結果としてはリーマンショック時や震災不況時の方が受給者は多くその原因を考察するためにも今後もこの統計を注視していく必要があると考える。

3. 雇用調整助成金

次に雇用調整助成金について論じたいと思う。

育訓練給付]・[雇用継続給付] 及び [育児休業給付] 令和 2 年 11 月」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken22/150-1a.html>(最終確認 :
2021 年 1 月 23 日)。

(21) 厚生労働省「雇用保険事業月報 結果の概要 I 全国の状況 主要指標(5) [教育訓練給付]・[雇用継続給付] 及び [育児休業給付] 令和 2 年 11 月」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken22/150-1a.html>(最終確認 :
2021 年 1 月 23 日)。

(22) 厚生労働省「雇用保険事業月報 結果の概要 I 全国の状況 主要指標(5) [教育訓練給付]・[雇用継続給付] 及び [育児休業給付] 平成 22 年 11 月」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken12/150-1a.html>(最終確認 :
2021 年 1 月 23 日)。

(23) 厚生労働省「雇用保険事業月報 結果の概要 I 全国の状況 主要指標(5) [教育訓練給付]・[雇用継続給付] 及び [育児休業給付] 平成 24 年 11 月」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken14/150-1a.html>(最終確認 :
2021 年 1 月 23 日)。

雇用調整助成金とは雇用保険二事業のうち、雇用安定事業に属する助成金である。

雇用調整助成金は「景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、労働者を休業させる事業主その他労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行う」という雇用保険法 62 条 1 項に基づき支給されるものであり、支給対象は「経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主」である。また、支給条件も生産指標用件等⁽²⁴⁾かなり厳しく定められている。

今回のコロナ禍における特例措置に基づく雇用調整助成金については、対象事業主が「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)」⁽¹⁷⁾と定められており、雇用保険の被保険者以外の休業に対しても雇用調整助成金が支給される。また、支給金額及び支給対象期間も特例措置に基づく雇用調整助成金の方が有利に設定されている。

次に雇用調整助成金の状況を確認していくと今回の特例措置に基づく雇用調整助成金については 2021 年 1 月 15 日時点の速報値では累計支給額約 2 兆 6,000 億円⁽²⁵⁾となっている。リーマンショック期の 2009 年度の支給実績が約 6500 億円⁽²⁶⁾であったのと比べると今回のコロナ禍では手厚

(24) 厚生労働省『雇用調整助成金ガイドブック』令和 2 年 12 月 28 日現在
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000644877.pdf>(最終確認:2021 年 1 月 23 日)。

(25) 厚生労働省 『雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)』
支給実績
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html(最終確認:2021 年 1 月 23 日)。

(26) 厚生労働省職業安定局・職業能力開発局(2012 年)『リーマンショック後の雇用対策の効果の検証』11 頁

い支給が実施されていることがわかった。

特例措置に基づく雇用調整助成金の支給状況及び失業等給付の支給状況から推測すると従来であれば解雇等により離職を余儀なくされた労働者の一部は今回の特例措置に基づく雇用調整助成金の支給により職を失わずにいることが推測できる。

4. まとめ

今まで各種制度の受給状況をリーマンショック時、震災不況時、今回のコロナ禍を比較し考察してみたが自分が思っていたような数字でなかったことが大きな発見であった。

メディアの情報及び自分の身の回りを見ているとどこもかしこも不景気で、通勤時に船場センタービルの様子を見ているとシャッター通りとなっているので失業者もリーマンショック時や震災不況時と同じようなことになっていると推測していた。

しかし、実際の数字は過去の不況時と比べると非常に緩やかなものであり、やはり過去の不況時から雇用保険制度でいうと個別延長給付の受給延長措置や雇用調整助成金等の対策を打っていることがその結果だと考える。

ただし、不安要素がないわけではない。コロナ禍の影響は日経平均株価や私の肌感覚からいうと 2020 年 3 月頃より影響が出たと考える。このことで少し気になっていることは有期契約労働者の問題である。厚生労働省が発表している「第 1 - (2) - 20 図 有期雇用者の雇用契約期間の内訳 (2018 年度)」という資料を見ていると有期雇用者の契約期間については約 3 割の方が 6 か月超 1 年以下の契約となっており、その人数は 483 万人⁽²⁷⁾に及ぶ。この方々の内あらかじめ契約更新をしない旨を通知されたも

https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/dl/teigen_02_02.pdf(最終確認: 2021 年 1 月 23 日)。

(27) 厚生労働省「第 1-(2)-20 図 有期雇用者の雇用契約期間の内訳 (2018 年度)」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/roudou/19/backdata/1-2-20.html>(最終

のを除くと1回でも更新したことがある方については雇止め時に予告義務が使用者側に課せられており、有期労働契約中における使用者側からの一方的な解除については通常の労働者に対する解雇以上に厳しい条件が使用者側に課せられている。

そのことを考えると有期労働契約者に対するコロナ禍の影響は2020年の年末及び2020年の年度末に現れる可能性があり、今後についても今回確認した統計を確認する必要があると考察した。

結論

今回苦手科目である雇用保険について論じてみて改めて難しいなと思うとともに過去問を解くだけでなく自分で考える力がついた。

実を言いますと今回の研究レポートを作成するまで雇用調整助成金については全く知らなかった。理由はなんとといっても社労士試験の試験問題としてなかなか出ないからである。過去問集には記載があるのですが難問マークがついているため、どうしても後回し、出たら捨て問題扱いしていたので今回詳しく調べてみて非常に勉強になった。

また、基本手当の受給状況を確認することにより、大の苦手科目である一般常識に対応する力が多少はついたと思い今回こういった機会を設けてくださった皆様に感謝したい。

それとご報告になるがちょうどこの研究レポートを執筆していた令和3年1月15日に今までの沖縄でのご奉仕が評価され、公益財団法人修養団より感謝状をいただくこととなった。

そのうち話をする機会があると思われるが、この研究レポートを作成している傍ら職業生活では大きな問題を抱えていた。個人的には自分の予想していた範囲内ではあったが、コロナ禍と重なることまでは想像しておらず、その問題のために神経をすり減らしながら日常生活を過ごしており本当の自分を見失っていた。

その状況下での感謝状の授与は非常に心強いものであった。前述の問題

で人間不信で一人で悩み苦しんでいた時期であったのでこのような人の温かさや信頼を再確認できるきっかけとなった。特に今回感謝状授与について推薦をしてくださった SYD ボランティア友の会会長の松谷毅様について感謝してもしきれない。所先生や三島さん、森田さんが導いてくださったこのご縁をより一層大切にしたい。

結びになるが、実は私は基本手当も個別延長給付も一般教育訓練給付金も受給した経験があり、掛け金以上の利益を現時点で受けている。こういった知らなければ損をする雇用保険制度であるのでこの研究レポートが雇用保険制度への興味を持つきっかけになること祈念し結びとする。